（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（収去証） **第二十五条**　法第三十三条第一項の規定により経済産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。	（収去証） **第二十五条**　法第三十三条第一項の規定により通商産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。
［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第二十七条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
［削る］	第二条の申請書及び同条第三号から第六号までに掲げる添付書類　様式第二十七 第四条第一項の申請書並びに第二条第三号及び第四号に掲げる添付書類　様式第二十八 第五条第一項の届出書及び同条第二項第三号に掲げる添付書類のうち第二条第三号に掲げる書類　様式第二十九 第六条の届出書　様式第三十 第七条第一項の申請書及び同条第三項第一号から第三号までに掲げる添付書類　様式第三十一

第八条第三項の申請書	様式第三十二
第十条の届出書	様式第三十三
第十一条の届出書	様式第三十四
第十二条の届出書	様式第三十五
第十三条の届出書	様式第三十六
第十四条の届出書	様式第三十七
第十六条第三項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の届出書及び第十六条第三項第二号に掲げる添付書類	様式第三十八
第十六条第五項（第十八条第三項及び第十九条第五項において準用する場合を含む。）の届出書	様式第三十九
第十七条第二項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の届出書及び第十七条第二項第二号に掲げる添付書類	様式第四十
第十九条第三項の届出書及び同項第二号に掲げる添付書類	様式第四十一
第二十条第二項の届出書及び同項第二号に掲げる添付書類	様式第四十二
第二十一条第二項の届出書	様式第四十三
第二十二条第三項の届出書	様式第四十四
第二十三条第三項の届出書	様式第四十五